

【令和5年4月1日以降に賃金規定等を共通化した場合】

キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）支給申請チェックリスト

事業所名		賃金規定等共通化後6か月分(賃金規定等を共通化した日が賃金締切日の翌日でない場合は、賃金規定等を共通化した日以降の最初の賃金締切日後6か月分)の賃金(時間外手当等含む)を支給した日 (令和 年 月 日)	
		申請期間 <u>(6か月分の賃金を支給した日の翌日から2か月以内)</u> 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
No.	確認	提出書類	留意事項
1	<input type="checkbox"/>	キャリアアップ助成金支給申請書(様式第3号)	
	<input type="checkbox"/>	賃金規定等共通化コース内訳(様式第3号(別添様式4))(第1面)(第2面)	
2	<input type="checkbox"/>	支給要件確認申立書(共通要領 様式第1号)	
3	<input type="checkbox"/>	支払方法・受取人住所届	支払先口座未登録の場合及び住所地・事業主名等変更の場合
4	<input type="checkbox"/>	確認を受けたキャリアアップ計画書(写)	計画を変更している場合、キャリアアップ計画書(変更届)の(写)も必要
5	<input type="checkbox"/>	賃金規定等が規定されている労働協約(写)または就業規則(写)	※就業規則(写)を提出する場合、常時10人以上の労働者を使用する事業主にあつては、労働基準監督署の受理印があるものが必要です。それ以外の事業主にあつては、監督署の受理印のあるもの、または、事業主と労働者代表者による申立書の添付が必要です。(項目6も同様)
6	<input type="checkbox"/>	賃金規定等が規定される前の労働協約(写)または就業規則(写)	常時10人未満の労働者を使用する事業主が、賃金規定等を規定する前の労働協約または就業規則を作成していなかった場合はその旨を記載した申立書
7	<input type="checkbox"/>	当該適用事業所の有期契約労働者等と正規雇用労働者が賃金規定等の適用を受けていることを証明するものであつて、労働者ごとに賃金規定等の区分を示していることが確認できる一覧表(労働者名簿等)	労働者ごとに賃金規定等の区分を示している必要があります。
8	<input type="checkbox"/>	同一区分が適用されている対象労働者全員及び正規雇用労働者1人(同一区分が複数ある場合は、各同一区分から1人)の共通化前及び共通化後の雇用契約書等(写)	
9	<input type="checkbox"/>	同一区分が適用されている対象労働者全員及び正規雇用労働者1人(同一区分が複数ある場合は、各同一区分から1人)の賃金台帳等(写)	賃金規定等共通化前の3か月分及び賃金規定等共通化後の6か月分(賃金規定等共通化後の賃金の算定となる初日の前日から3か月前の日までの賃金及び賃金規定等共通化後の賃金の算定となる初日から6か月経過する日までの賃金に係る分)
10	<input type="checkbox"/>	同一区分が適用されている対象労働者全員の出勤簿等(写)	賃金規定等共通化後の賃金の算定となる初日の前日から過去3か月分及び賃金規定等共通化後の賃金の算定となる初日から6か月分
11	<input type="checkbox"/>	適用後6か月(勤務をした日数が11日未満の月は除く)分の賃金(時間外手当等を含む)が支給されていることについて、同一区分が適用されている対象労働者全員(21人を超える場合は21人まで)の本人の確認書	
12	<input type="checkbox"/>	【中小企業事業主である場合】 ①または②のどちらかをご提出下さい ①登記事項証明書(写)、資本の額又は出資の総額を記載した書類(写) ②事業所確認票(様式第4号)	①の提出は任意となります(※提出が無かった場合は、法人に限り登記情報連携システムを用いて労働局で確認します) ①または②の一方で確認できない場合、双方の提出を求める場合があります。
※	<input type="checkbox"/>	支給申請チェックリスト	確認済みのこのチェックリストも申請時に添付してください

※上記以外にも審査過程で必要な書類を求める場合がございます。

福岡労働局 福岡助成金センター (担当)
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階
TEL (092) 411-4701 FAX (092) 411-4703

申請書受理日 (/)